

議案第 7 号

市川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 1 1 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 3 9 年条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市川市中央公民館の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 1 2 月 1 日から施行する。

（損害賠償に関する経過措置）

2 令和 3 年 1 2 月 1 日前に市川市中央公民館の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせたものに係る改正前の第 1 2 条の規定による当該施設又は附属設備を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない義務については、なお従前の例による。

（市川市使用料条例の一部改正）

3 市川市使用料条例（平成 1 1 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中央公民館使用料の表を削る。

(市川市使用料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 令和3年12月1日前にした行為(市川市中央公民館を使用したものに係る行為に限る。)に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

理 由

新たな公共施設を整備することに伴い、中央公民館を廃止する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。